

福岡県ランピースキン病発生農場緊急支援事業費補助金交付要綱

制 定 令和7年2月28日6畜第2513号

(目的)

第1条 知事は、福岡県におけるランピースキン病（以下「本病」という。）の発生を踏まえ、畜産経営への緊急支援を行うため、酪農家、牛飼養農家及びふくおか県酪農業協同組合等（以下「事業実施主体」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第2条 この補助金の交付の対象は、事業実施主体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助の対象としない。

- (1) 暴力団員
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助の対象及び補助率)

第3条 事業の種類、事業実施主体、採択基準、補助の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、福岡県ランピースキン病発生農場緊急支援事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の交付申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付決定の取消)

第5条 知事は、事業実施主体が規則に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第2条第2項に規定する者であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、規則第7条第1項の規定により補助金交付の申請を取り下げようとするときは、規則第6条の規定による決定通知書を受領した日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(申請内容の変更承認等)

第7条 事業実施主体は、交付申請書の記載事項について別表の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、福岡県ランピースキン病発生農場緊急支援事業費補助金変更承認申請書(様式第2号。以下「変更承認申請書」という。)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して、変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 事業実施主体は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、福岡県ランピースキン病発生農場緊急支援事業中止(廃止)申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(概算払)

第9条 事業実施主体は、補助金の概算払を受けようとするときは、福岡県ランピースキン病発生農場緊急支援事業費補助金概算払請求書(様式第4号。以下「概算払請求書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(実績報告)

第10条 事業実施主体は、福岡県ランピースキン病発生農場緊急支援事業費補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)を補助事業の完了の日から起算して2か月を経過した日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、当該会計年度の翌年度の4月20日までに様式第6号により作成した年度終了実

績報告書を知事に提出しなければならない。

- 3 事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出する場合、第4条第2項ただし書に該当した場合において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 4 事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（関係書類の整備）

第11条 規則第10条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年2月28日から施行し、令和7年度までの補助金に適用する。

別表

事業の種類	事業実施主体	採択基準	補助の対象となる経費	補助率	重要な変更
福岡県ランピースキン病 発生農場緊急支援事業					1 補助金額の増 2 事業実施場所 の変更 3 事業実施主体 の変更
1 自主淘汰に対する 支援	農業協同組合連合会 ふくおか県酪農業協同組合 牛飼養農家	福岡県内に農場が所在し、本病の発 症牛および県が必要と認めた牛の 自主淘汰をしていること	令和6年11月5日から令和7年3月31日 までの自主淘汰に要した経費	定額 ただし、事業費の 9/10以内を補助金 額の限度とする	
2 生乳の出荷自粛に 対する支援	ふくおか県酪農業協同組合 酪農家	福岡県内に農場が所在し、下記のい ずれかを満たしていること 1 本病の発症牛から生産された 生乳の出荷を自粛していること 2 本病の発症牛を自主淘汰又は 発症牛が死亡していること	令和6年11月5日から令和7年3月31日 までの生乳出荷自粛および発症牛の 自主淘汰又は死亡による収入減少相 当額	定額 ただし、事業費の 9/10以内を補助金 額の限度とする	
3 子牛の出荷自粛に 対する支援	農業協同組合連合会 ふくおか県酪農業協同組合 牛飼養農家等	本病が発生した農場から半径20km 圏内に農場が所在し、かつ家畜市場 からの要請で子牛の出荷を自粛し ていること	1 令和6年11月5日から令和7年3月 31日までの通常の市場出荷日齢を延 長して飼養した期間における経費 2 令和6年11月5日から令和7年3月 31日までの滞留した子牛を一時預か り施設で飼養する場合の経費	定額 ただし、事業費の 9/10以内を補助金 額の限度とする	
4 事務費	農業協同組合連合会 ふくおか県酪農業協同組合	1～3のいずれかの支援に取り組 むこと	本事業の実施に当たり発生する経費	定額 ただし、1件当たり 4,000円を補助金額 の限度とする	